

取得していますか？

年次有給休暇



1 年次有給休暇とは？

年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保障するために、「有給」で付与される休暇のことです。

2 年次有給休暇は、法律で定められた労働者の権利です

使用者は、一定期間勤務した労働者に対して、労働基準法で定められた日数の年次有給休暇を最低限付与しなければなりません。

週5日以上勤務の者は、働き始めてから6か月で少なくとも10日の有給休暇を取得できます。いわゆるパートタイム労働者など、所定労働日数が5日未満の労働者についても、その日数に応じた年次有給休暇を取得できます。

年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対しては、年5日の年次有給休暇を取得させなければなりません。

使用者は、年次有給休暇について、通常支払われる賃金を支払わなければなりません。

(労働基準法第39条)

※ 最低限付与される年次有給休暇の日数は、週所定労働日数や継続勤務期間等により決まります。また、雇入れの日から6か月以降は1年経過毎に付与日数が増加します。

(参照：労働基準法第39条及び労働基準法規則第24条の3・4)

詳細については、大阪労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

年次有給休暇を請求されたにも関わらず、それを付与しない場合、



法律違反

となります。



「年次有給休暇を請求しても取得させてもらえない」という方は、すぐにお近くの労働基準監督署までご相談ください！

★「ワンポイント！労基法シリーズ」は、大阪労働局ホームページにも掲載しております。

http://osaka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/onepoint.html

